

●香川県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年4月17日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 東谷岩崎線（165号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川東上字山ノ上592番 5地先から 高松市香川町川東上字山ノ上594番 9地先まで	8.0~13.8	25	平成17年香川県告示第 800号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年4月17日